

# 令和4年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし

## 1 全体の概要

### (1) 歳入

歳入総額は、一般会計<sup>注(「用語の説明」欄参照)</sup>9,353億円、特別会計<sup>注</sup>3,411億円(借換債除き2,902億円)で、合わせて1兆2,764億円(借換債除き1兆2,255億円)となり、前年度に比べ一般会計は、214億円(2.2%)減少、特別会計は、48億円(1.4%)減少(借換債除き263億円(8.3%)減少)しています。

なお、一般会計における歳入予算額との比較では、440億円の減収(昨年度632億円の減収)となっています。

これは、繰越により、国庫支出金や県債等が翌年度に収入されること等によるものです。

(繰越に伴う主な未収入特定財源<sup>注</sup>: 国庫支出金247億円、県債120億円)

(単位:億円)

区分	一般会計			特別会計			合計			
	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	
予算現額(A)	10,199	9,793	△406 △4.0%	3,429	3,406	△23 △0.7%	13,628	13,199	△429 △3.1%	
歳入総額(B)	9,567	9,353	△214 △2.2%	3,460	3,411	△48 △1.4%	13,027	12,764	△262 △2.0%	
差(A-B)	632	440	△192 △30.4%	△30	△5	25 △82.1%	601	435	△167 △27.8%	
(参考)	収入未済額 注	104	108	4 3.5%	29	28	△1 △2.3%	133	136	3 2.3%
	不納欠損額 注	2	2	△0 △21.0%	0	0	0 118.2%	2	2	△0 △15.6%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。  
増減額・増減率は表示単位未満の数値も含めて計算しています。

### 【借換債除きベース】

(単位:億円)

区分	一般会計			特別会計			合計			
	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	
予算現額(A)	10,199	9,793	△406 △4.0%	3,135	2,897	△238 △7.6%	13,334	12,690	△644 △4.8%	
歳入総額(B)	9,567	9,353	△214 △2.2%	3,166	2,902	△263 △8.3%	12,733	12,255	△477 △3.7%	
差(A-B)	632	440	△192 △30.4%	△30	△5	25 △82.1%	601	435	△167 △27.8%	
(参考)	収入未済額 注	104	108	4 3.5%	29	28	△1 △2.3%	133	136	3 2.3%
	不納欠損額 注	2	2	△0 △21.0%	0	0	0 118.2%	2	2	△0 △15.6%

\*特別会計において令和3年度は294億円の借換債、令和4年度は509億円の借換債を発行しています。

## (2) 歳 出

歳出総額は、一般会計 8,985 億円、特別会計 3,370 億円（借換債相当分の償還金除き 2,861 億円）で、合わせて 1 兆 2,355 億円（借換債相当分の償還金除き 1 兆 1,846 億円）となり、前年度に比べ一般会計は、196 億円(2.1%)減少、特別会計は、32 億円(0.9%)減少（借換債相当分の償還金除き 247 億円（7.9%）減少）しています。

なお、一般会計における歳出予算額との比較では、808 億円の差額（昨年度 1,018 億円の差額）が生じています。

これは、年度内に事業が完了せず翌年度に繰り越された事業費と、執行されずに残った不用額によるものです。

（単位：億円）

区分	一般会計			特別会計			合計		
	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率
予算現額(A)	10,199	9,793	△ 406 △4.0%	3,429	3,406	△ 23 △0.7%	13,628	13,199	△ 429 △3.1%
歳出総額(B)	9,181	8,985	△ 196 △2.1%	3,401	3,370	△ 32 △0.9%	12,582	12,355	△ 228 △1.8%
差(A-B)	1,018	808	△ 210 △20.6%	28	36	8 30.0%	1,046	844	△ 202 △19.3%
差の内訳	翌年度繰越額	846	558	0	0	△ 0 △100.0%	846	558	△ 288 △34.0%
	不用額	172	249			77 45.0%			28

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。  
増減額・増減率は表示単位未満の数値も含めて計算しています。

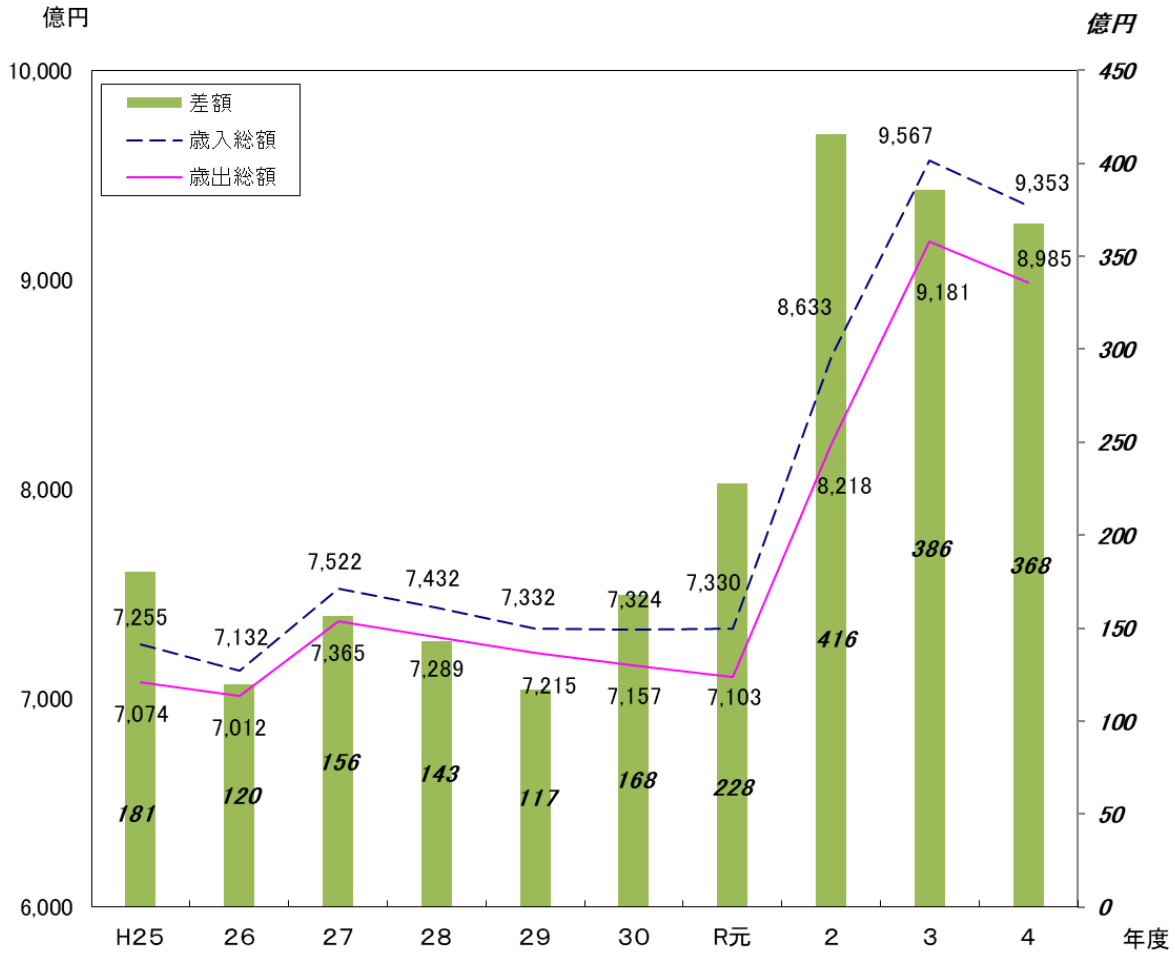
### 【借換債相当分の償還金除きベース】

（単位：億円）

区分	一般会計			特別会計			合計		
	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率	R3年度	R4年度	増減額 増減率
予算現額(A)	10,199	9,793	△ 406 △4.0%	3,135	2,897	△ 238 △7.6%	13,334	12,690	△ 644 △4.8%
歳出総額(B)	9,181	8,985	△ 196 △2.1%	3,107	2,861	△ 247 △7.9%	12,288	11,846	△ 443 △3.6%
差(A-B)	1,018	808	△ 210 △20.6%	28	36	8 30.0%	1,046	844	△ 202 △19.3%
差の内訳	翌年度繰越額	846	558	0	0	△ 0 △100.0%	846	558	△ 288 △34.0%
	不用額	172	249			77 45.0%			28

\*特別会計において令和3年度は294億円の借換債、令和4年度は509億円の借換債を発行しています。

## 歳入・歳出総額の推移（一般会計）



歳入総額及び歳出総額は、平成26年度まで、ほぼ横ばいで推移し、平成27年度は地方消費税の税率引上げの平年度化などにより増加しました。平成28年度以降は減少傾向となっていました。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加しました。

### 用語の説明

#### ・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

#### ・未収入特定財源

予算の繰越手続により経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。この財源としては、当該年度の一般財源（県税、地方交付税など使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの）や収入済みの特定財源（使途が特定されているもの）のほか、当該年度には収入されていないが、翌年度に収入することが確実な未収入特定財源が認められている。

#### ・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収入未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

#### ・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。